

# 市町村合併の推進状況について

平成 1 5 年 6 月 1 3 日  
総務省自治行政局

# 市町村合併の推進状況について

## 1 現在の法定協議会等の状況

平成15年4月1日時点において、法定協議会を設置している市町村数は 1218 となり、この1年間で 約5倍 に増。

任意協議会を設置している市町村も合わせると全国の 約6割 (1866) となるなど、全国的に市町村合併の気運は急速に盛り上がっているところ。

今後とも、市町村合併について具体的に協議する市町村の一層の掘り起こしを行うなど、市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるようより一層強力に推進。

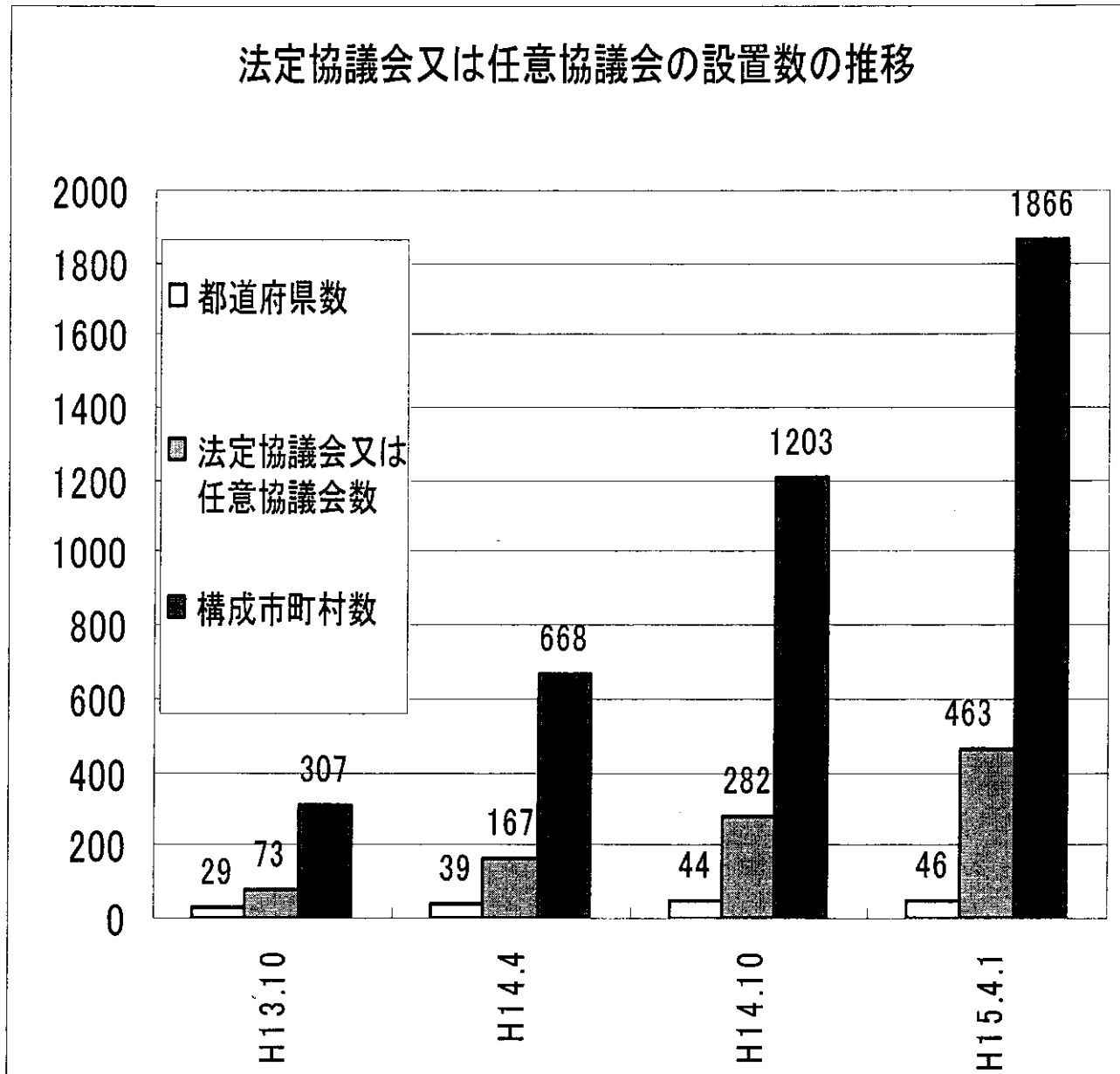
## 2 市町村合併の実績

平成15年度になってから、<sup>かみまち</sup>加美町(宮城県)、<sup>かんなまち</sup>神流町(群馬県)、<sup>やまがたし</sup>南アルプス市(山梨県)、<sup>しずおかし</sup>山県市(岐阜県)、<sup>くれし</sup>静岡市(静岡県)、<sup>おおさきかみじまちょう</sup>呉市(広島県)、<sup>にいほし</sup>大崎上島町(広島県)、<sup>むなかたし</sup>東かがわ市(香川県)、<sup>みずほし</sup>新居浜市(愛媛県)、<sup>しゅうなんし</sup>宗像市(福岡県)、<sup>あさぎりまち</sup>あさぎり町(熊本県)、<sup>しゅうなんし</sup>周南市(山口県)、<sup>みずほし</sup>瑞穂市(岐阜県)において、13件の合併が実現し、現在の市町村数は 3186 に。

### <今後の合併予定(告示済み)>

- ・<sup>のだし</sup>野田市・<sup>せきやどまち</sup>関宿町(千葉県) 平成15年6月6日(野田市)
- ・<sup>しばたし</sup>新発田市・<sup>とようらまち</sup>豊浦町(新潟県) 平成15年7月7日(新発田市)
- ・<sup>ほくせいちょう</sup>北勢町・<sup>いなべちょう</sup>員弁町・<sup>だいあんちょう</sup>大安町・<sup>ふじわらちょう</sup>藤原町(三重県) 平成15年12月1日(いなべ市)
- ・<sup>いづはらまち</sup>巖原町・<sup>みつしまちょう</sup>美津島町・<sup>とよたまちょう</sup>豊玉町・<sup>みねちょう</sup>峰町・<sup>かみあがたちょう</sup>上県町・<sup>かみつしまちょう</sup>上対馬町(長崎県) 平成16年3月1日(対馬市)

<別紙>



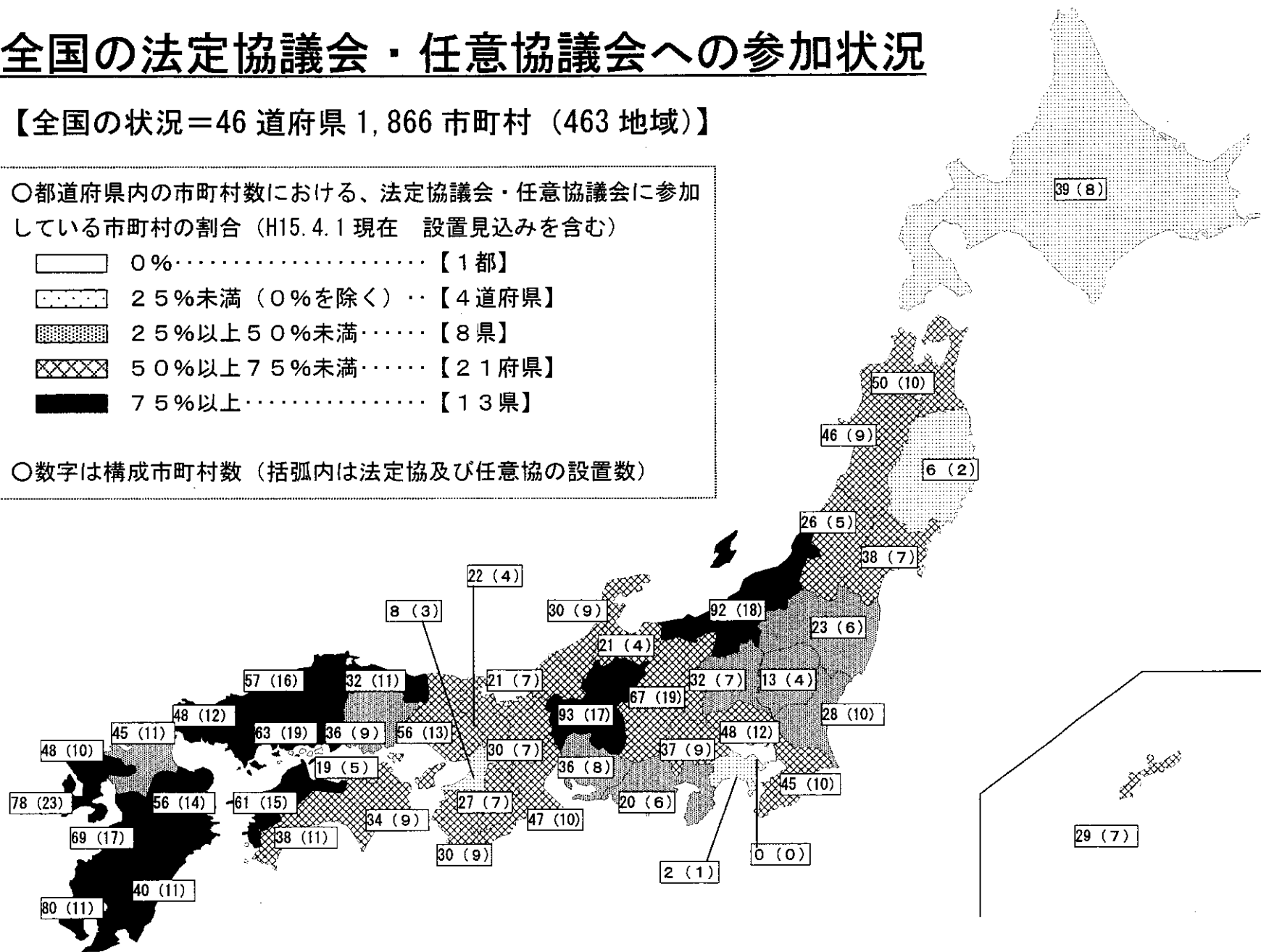
# 全国の法定協議会・任意協議会への参加状況

【全国の状況＝46 道府県 1,866 市町村（463 地域）】

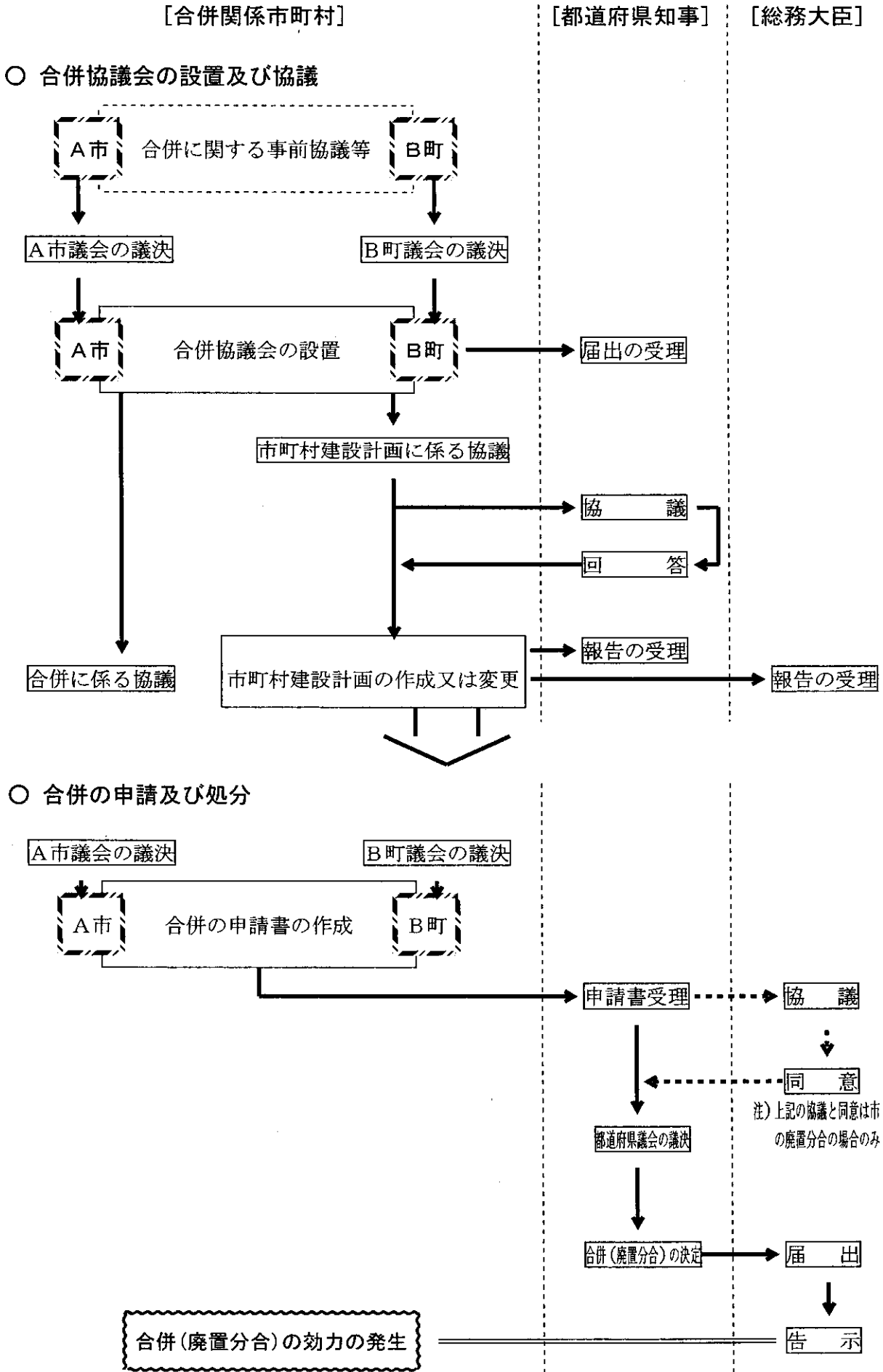
○都道府県内の市町村数における、法定協議会・任意協議会に参加している市町村の割合（H15.4.1 現在 設置見込みを含む）

- 0%……………【1都】
- 25%未満（0%を除く）…【4道府県】
- 25%以上50%未満……………【8県】
- 50%以上75%未満……………【21府県】
- 75%以上……………【13県】

○数字は構成市町村数（括弧内は法定協及び任意協の設置数）



# 市町村合併の手続きの概要



# 市町村合併促進プラン（市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」）

## 1. 個別地域に対する重点的な取組の展開

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 総務省としての積極的な取組       | ② 都道府県の積極的な取組の要請           |
| ア 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充 | ア 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施 |
| イ ブロック別シンポジウムの開催      | イ 合併重点支援地域の指定の拡大           |
| ウ 合併協議会連絡会議の開催        | ウ 現行法に基づく都道府県の調整・勧告 等      |

## 2. 積極的な広報の展開等

- ① 「市町村合併タウンミーティング」の開催
- ② 民間団体との連携による市町村合併の推進
- ③ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報の展開

## 3. 市町村合併を推進するための法的対応

- |  |  |
|--|--|
| ① 市となるべき要件の特例の延長<br>・現行特例法の3万市特例を特例法の期限まで1年間延長   | ③ 現行特例法失効（平成17年3月）後の市町村合併推進のための新たな法律の制定<br>（地方制度調査会における議論を踏まえて法律案を次期通常国会に提出） |
| ② 現行の市町村合併特例法の経過措置<br>（現行特例法の改正法案を次期国会に提出）<br>・平成17年3月までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについて、現行特例法の財政支援等を引き続き適用 | ア 市町村合併に関する構想（仮称）の策定<br>イ 都道府県によるあっせん、勧告等<br>ウ 地域自治組織（仮称）制度の創設               |

## 4. 市町村合併の手続の迅速化

現行の市町村合併特例法の期限である  
平成十七年三月までに市町村合併を一層強力に推進

## 地方分権推進についての動き

- 平成 5年 6月 3日 地方分権の推進に関する決議（衆議院）  
6月 4日 地方分権の推進に関する決議（参議院）
- 10月27日 第三次行革審最終答申【「規制緩和」と「地方分権」に重点】
- 6年 9月26日 地方分権の推進に関する意見書（地方六団体）
- 11月22日 地方分権の推進に関する答申（第24次地方制度調査会）
- 12月25日 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
- 7年 4月 1日 → 市町村合併特例法の改正の施行  
5月19日 地方分権推進法成立  
7月 3日 地方分権推進法施行  
地方分権推進委員会発足
- 8年 3月29日 地方分権推進委員会中間報告  
12月20日 地方分権推進委員会第1次勧告  
機関委任事務制度の廃止、国の関与の新たなルール、権限委譲 等  
国庫補助負担金・税財源に関する中間取りまとめ
- 9年 7月 8日 第2次勧告  
事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、補助金・税財源 等  
→ 市町村合併特例法の改正を含め、市町村合併の推進を勧告
- 9月 2日 第3次勧告 地方事務官、事務区分（駐留軍用地特措法）
- 10月 9日 第4次勧告 係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委譲 等
- 12月24日 機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方等についての大綱
- 10年 5月29日 地方分権推進計画閣議決定 → 市町村合併特例法の改正項目  
11月19日 第5次勧告
- 11年 3月26日 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（地方分権一括法案）閣議決定  
第2次地方分権推進計画閣議決定  
3月29日 地方分権一括法案国会提出  
7月 8日 地方分権一括法成立  
7月16日 地方分権一括法公布 → 市町村合併特例法の改正部分は即日施行
- 12年 4月 1日 地方分権一括法施行  
5月12日 改正地方分権推進法成立【有効期間の1年延長】  
5月19日 改正地方分権推進法公布・施行  
8月 8日 地方分権推進委員会意見  
監視活動の結果に基づく意見
- 11月27日 地方分権推進委員会「市町村合併の推進についての意見」  
合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、合併推進についての指針への追加、財政上の措置、旧市町村等に関する対策、情報公開を通じた気運の醸成  
→ 市町村合併特例法の改正項目を含めた市町村合併の推進についての意見
- 12月 1日 行政改革大綱（閣議決定）  
「地方分権の推進」の中の「市町村合併の推進」の項目において、「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1000を目標とする』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進」と表現
- 13年 6月14日 地方分権推進委員会最終報告  
第1次地方分権改革の回顧、監視活動の結果報告と要請、地方税財源充実確保方策についての提言、分権改革の更なる飛躍の展望  
→ 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討
- 6月29日 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令閣議決定
- 7月 2日 地方分権推進法失効
- 7月 3日 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令公布・施行  
地方分権改革推進会議発足